

令和 2(2020) 年 度

事 業 概 要

栃 木 県 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所



はじめに

県南地域の家畜衛生の推進に日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

例年、年度当初に畜産担当者会議を開催しまして、事業概要や家畜衛生情報等を御説明し、所の運営方針等御理解いただいておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を中止し書面会議といたしました。国内でも早期のワクチン接種により感染防止を図り、少しでも早く日常生活に戻れるよう願うばかりです。

さて、国内における家畜衛生につきましては、豚熱が平成30(2018)年9月、岐阜県の養豚場で26年ぶりに発生し、これまで11県の飼養豚で確認されています。対策として、ワクチン接種推奨地域を定めて予防的ワクチン接種を行い、現在、30都府県で実施しています。栃木県では、令和2(2020)年2月に管内の県南地域養豚場から開始して、5月には全県下138農場297,748頭の初回接種が完了し、継続して追加接種を行っています。また、野生いのししからも豚熱の陽性例が24都府県で確認されており、いのしし間での感染拡大防止のため、経口ワクチンの散布も行っています。栃木県では、管内の下都賀、安足地域6市町を含む県内6地域18市町、約300地点で実施しています。本県では、飼養豚での本病の感染は認められていませんが、11月以降、那須塩原市・那須町・矢板市で死亡及び捕獲された9頭の野生イノシシで感染が確認され警戒を強化しています。

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI:H5N8 亜型)は、令和2年11月に香川県を初めとして、西日本で多発しておりましたが、12月下旬には関東でも千葉県100万羽を超える家きん農場で発生し、今年2月には茨城県でも発生が確認されました。栃木県では、2月以降、管内の栃木市及び那須塩原市で回収された死亡野鳥から遺伝子検査で陽性(H5N8 亜型)が確認され、警戒を強めていたところ、3月13日、芳賀町の養鶏場(採卵鶏)で県内初となるHPAIの発生が確認されました。関係機関及び市町の皆様と全庁一丸となり24時間体制で防疫措置に取り組み、殺処分は3月15日、防疫措置は3月19日午後2時に完了しました。皆様には、日夜、長期間にわたる防疫措置に多大な御協力と御尽力をいただき誠にありがとうございました。今後は、最大限の警戒と緊張感をもって発生予防に取り組んでまいります。

国外に目を向けると、欧州やロシアで発生していたアフリカ豚熱は、近隣の韓国、中国をはじめ、東南アジア諸国で発生が継続しています。また、牛、豚等偶蹄類が感染する口蹄疫も中国、ロシア、韓国、ミャンマー等で発生しており、これらの疾病が国内に侵入するリスクは依然として高い状況が続いています。

このような状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、管内市町及び関係団体等の協力を得ながら対象農場を巡回し、「飼養衛生管理基準」の更なる遵守、特に消毒の徹底、防護柵・防鳥ネットの設置や異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしています。加えて、下都賀及び安足農業振興事務所を中心とし、万一の発生に備えた迅速・的確な初動防疫対応に軸を置き、防疫体制の強化に努めてまいりました。

近年、消費者の関心が非常に高まっている安全・安心な畜産物の提供や他の農産物を生産する地域経済のためには、先に述べた畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準の遵守はもとより、関係者一体となった取組が重要です。今後も、畜産農家の皆様、市町、関係機関団体と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、多大なる御支援と御協力賜りますようお願い申し上げます。

ここに令和2(2020)年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にさせていただければ幸いです。

令和3年3月

栃木県県南家畜保健衛生所
所長 宇佐美 佳秀

目 次

I	県南家畜保健衛生所の概要	
1	沿 革	1
2	所在地	1
3	施設概要	2
4	組織及び業務内容	3
5	管内の概要	4
II	令和2(2020)年度事業実施状況	
1	家畜伝染病予防事業	4
(1)	令和2(2020)年度予防事業成績	4
(2)	牛寄生虫検査成績	5
(3)	放牧牛衛生検査成績	6
(4)	CSF 検査及び成績	6
(5)	乳汁検査成績	6
(6)	慢性疾病検査成績	6
(7)	各種抗体検査成績	7
(8)	その他検査	8
(9)	病性鑑定	9
(10)	家畜自衛防疫指導事業	9
(11)	管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	10
2	家畜衛生対策事業	11
(1)	監視・危機管理体制整備対策	11
(2)	慢性疾病等生産阻害疾病低減対策	12
(3)	畜産物安全性確保対策	12
3	動物薬事監視業務	13
(1)	製造販売等業者	13
(2)	製造業者	13
(3)	店舗販売業者及び許可業務	13
(4)	医療機器販売業者及び許可・届出業務	13
(5)	薬事監視指導	14
4	その他の事業	14
(1)	診療施設立入調査・指導	14
(2)	家畜人工授精師等立入調査	14
III	令和2(2020)年度家畜保健衛生業績発表会抄録	
1	管内養豚場における豚熱ワクチン接種の実態と効率化への取組	15
2	豚熱ワクチン接種における母豚の抗体応答と子豚への接種適期の検討	16

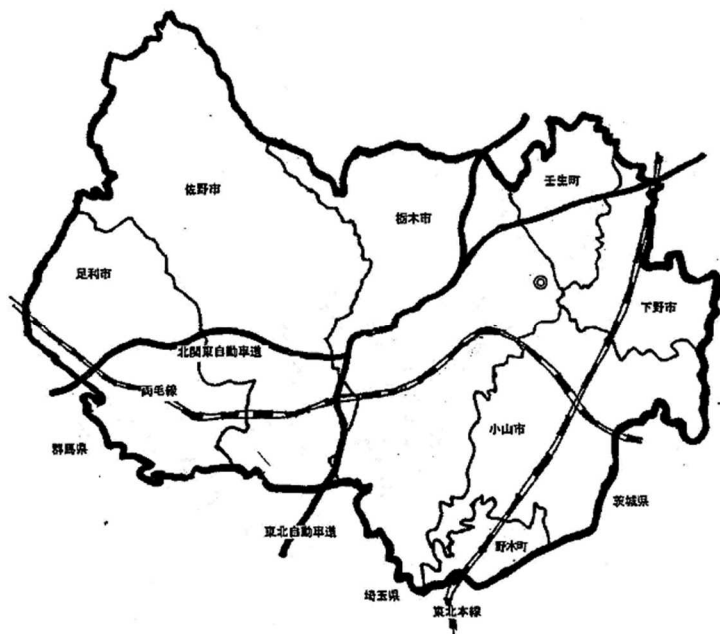
I 県南家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和26年 3月31日 栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
- 昭和41年 4月 1日 機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
- 昭和43年 3月31日 栃木市箱森町22-27に新築移転した。
- 昭和46年 4月 1日 足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
- 平成12年 4月 1日 農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
- 平成20年12月15日 現在地に新築移転した。

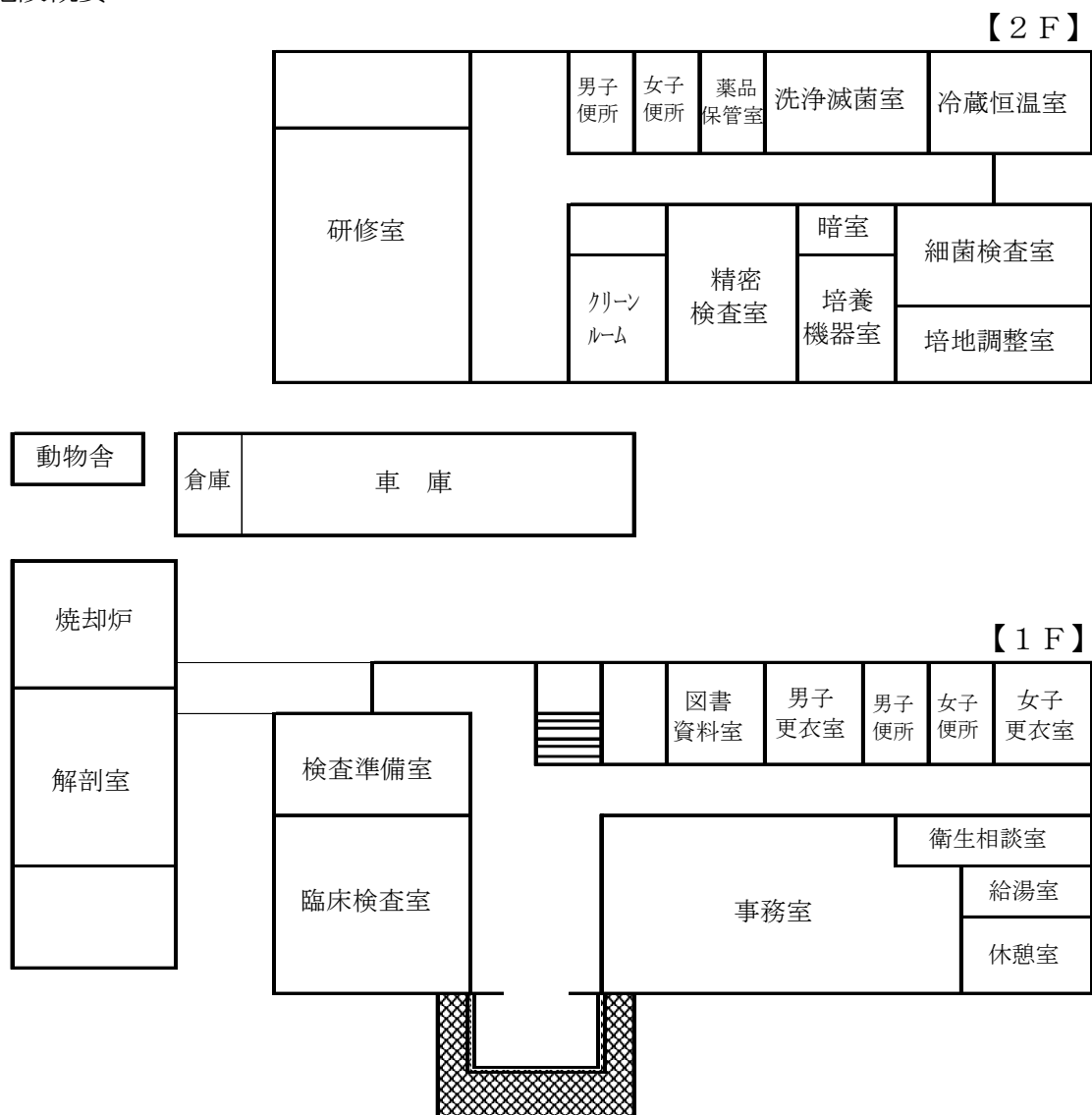
2 所在地

- 〒328-0002 栃木市惣社町1439-20
- 電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144
- 交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3 km
東北自動車道栃木 I C から東に9 km
北関東自動車道都賀 I C から南に7 Km



- 管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、足利市、佐野市
◎：県南家畜保健衛生所

3 施設概要



(1) 敷地面積 : 3,000 m²

(2) 施設面積

ア 本館 : 856.2 m²

(内訳)

【1 F】事務室 : 108.4 m ²	臨床検査室 : 59.1 m ²	検査準備室 : 32.1 m ²
衛生相談室 : 16.1 m ²	図書資料室 : 21.2 m ²	
【2 F】研修室 : 87.2 m ²	精密検査室 : 44.2 m ²	細菌検査室 : 32.2 m ²
培地調整室 : 20.0 m ²	培養機器室 : 23.6 m ²	暗室 : 6.7 m ²
クリーンルーム : 22.6 m ²	薬品保管室 : 13.5 m ²	洗浄滅菌室 : 29.1 m ²
冷蔵恒温室 : 31.8 m ²		

イ 付属棟 : 202.3 m²

(内訳)

解剖室 : 55.9 m² 焼却炉 : 42.3 m² 動物舎 : 15.0 m² 車庫 : 89.1 m²

4 組織及び業務内容

所 長 宇 佐 美 佳 秀
 所 長 補 佐 (総括) 竹 澤 友 紀 子

	職 氏 名	主 な 業 務
企 画 指 導 課	所長補佐兼 企画指導課長 手塚典子 副主幹 金子久美子 主任 柿崎裕子 主任 大関綾子 技師(代) 高橋雅人	家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 畜産環境対策指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 生産衛生管理体制整備 職員の服務 庶務全般 家畜の共進会及び共励会
防 疫 課	所長補佐兼 防疫課長 齋藤俊哉 主査 濱谷景祐 主査 南亜矢子 主任 猿山由美 主任 矢野目智幸 技師 牧 誉 大 家畜臨床検査員 鹿野治子	家畜伝染病及び伝染性疾病の防疫 家畜伝染性疾病の検査及び予防指導 病性鑑定業務 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性阻害疾病低減対策 (牛、豚、鶏) 自衛防疫指導 動物由来感染症監視体制整備 特用家畜の衛生指導 放牧場衛生対策

5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

- (1) 酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は2,577頭で県内の約5%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は44頭である。
- (2) 肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあって、飼養頭数は14,426頭で県内の約18%を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は128頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。
- (3) 養豚は、飼養頭数は34,191頭で県内の約8%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は1,179頭と県平均の半分以下ではあり、企業体をとらない中規模経営農家がほとんどである。
- (4) 養鶏は、飼養戸数は県内の約24.3%、飼養羽数は約3.6%であり、中規模（100羽以上）採卵鶏14戸の1戸当たりの平均飼養羽数は15,184羽であり、肉用鶏3戸の1戸当たりの平均飼養羽数は18,000羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏農家が多い。
- (5) 馬は、乗馬クラブを中心に17戸382頭が飼養されている。
- (6) 養蜂は、76戸1,736群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

II 令和2(2020)年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

(1) 令和2(2020)年度予防事業成績

(ア) 牛のヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。

(ウ)腐蛆病：養蜂業者の蜂群及びイチゴハウス内蜂群について、本病の検査を実施した。

(エ)豚熱(CSF)：本病の防疫対策は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。しかし、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりにCSFの発生しその後発生が拡大したことから、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき都道府県区域を限定してのCSFワクチンの予防的接種が開始された。令和2年2月17日、栃木県においても養豚場を対象としたCSFワクチン接種が開始された。現在は、豚コレラの名称が豚熱に改められ、本病の防疫対策も「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき対策を進めている。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

事業名		実績	検査結果			備考
			－	±	＋	
検査	ヨーネ病	710	710			告示 710
	高病原性鳥インフルエンザ	410	410			告示 410
	腐蛆病	1,716	1,716			告示 1,626 告示外 90
注射	豚熱 (CSF)	88,848	/			告示 88,600 告示外 248

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ病の検査を実施した。

市町名	検査戸数／頭数	陽性頭数
栃木市	3／19	0
小山市	2／16	0
壬生町	2／9	0
下野市	4／19	4
足利市	1／14	0
佐野市	1／6	0
計	13／83	4

(3) 放牧牛衛生検査成績

管内牧場に放牧した乳用牛の定期的な衛生検査を実施し、疾病による損耗を防止。
(2か所実績なし)

牧場名	野田町放牧場	奥戸放牧場
所在地	足利市野田町	足利市奥戸町 佐野市高橋町
衛生検査頭数	休牧中のため実施無し	休牧中のため実施無し
衛生検査回数	〃	〃

(4) CSF検査成績

清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査も実施した。

○ ELISA法検査

検査頭数	判定結果		
	—	±	+
1,864	186	90	1,588

臨床検査において、特に異状は認められなかった。

(5) 乳汁検査成績

管内酪農家からの依頼等に基づき、乳房炎を引き起こす原因菌の特定及びその薬剤感受性検査を実施し指導を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
3	4	原因菌の分離、検出された菌の薬剤感受性試験

(6) 慢性疾病検査成績

地方病性牛伝染性リンパ腫(EBL)、牛ウイルス性下痢(BVD)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)について必要な検査、対策指導を実施した。

検査名	検査頭数	判定結果	
		—	+
EBL	1,141	701	440
BVD	899	899	0
PRRS	1,541	1,082	459

(7) 各種抗体検査成績

ア 牛流行熱等抗体調査

アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱について、3戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

調査疾病名		戸数	頭数	検査成績・抗体価（頭数）							
牛 流 行 熱 等 抗 体 調 査	疾病名	採血月		6 月		8 月		9 月		11 月	
		戸数	頭数	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦
	アカバネ病	3	9	9		9		9		7	
	チュウザン病	3	9	9		9		9		7	
	アインウイルス感染症	3	9	9		9		9		7	
	イバラキ病	3	9	9		9		9		7	
	牛 流 行 熱	3	9	9		9		9		7	

イ オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別）検査

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づき清浄性確認検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸 数	30	0	0
頭 数	445	0	0

ウ 伝染性胃腸炎（TGE）抗体検査

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≦
60	50	1	0	0	9

エ 豚流行性下痢（PED）抗体検査

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≦
60	50	0	0	1	9

オ ニューカッスル病 (ND) 抗体検査

検査頭数	HI抗体価							
	≦10	20	40	80	160	320	640	1280≦
236	88	41	35	27	29	13	2	1

(8) その他検査

ア 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査

令和2(2020)年度は、管内6件12羽を検査し、2件2羽陽性を確認した。

イ CSF発生に伴う野生動物の感染確認検査

平成30(2018)年9月9日に岐阜県でCSFの発生が確認されたことを踏まえ、野生動物担当部局と連携し、野生いのししにおけるCSFウイルスの浸潤状況調査を実施した。令和2年度については215件215頭検査を実施し、全頭陰性を確認した。

(9)病性鑑定

今年度の病性鑑定では、35件、215頭羽について実施した。乳用牛で牛サルモネラ症(届出外)、肉用牛で牛コクシジウム症、トゥルエペレラ・ピオゲネス感染症、豚で呼吸器複合感染症(豚レンサ球菌・グレーサー病・パスツレラ肺炎等)が認められた。

表) 病性鑑定実施結果の内訳

畜種	診断疾病名	件数	頭羽数	備考
乳用牛	牛サルモネラ症(届出外)	1	7	
	その他	3	82	
	小計	4	89	
肉用牛	牛コクシジウム症	3	12	
	トゥルエペレラ・ピオゲネス感染症	1	1	
	その他	13	33	
小計	17	46		
豚	豚呼吸器複合感染症	2	8	
	その他	8	38	
	小計	10	46	
鶏	鶏痘	1	13	届出 HPAI陰性
	その他	1	13	
	小計	2	26	
その他の動物	コクシジウム症(めん羊)	1	7	
	その他	1	1	
	小計	2	8	
合計		35	215	

(10)家畜自衛防疫指導事業

(公社)栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

(11)管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病名	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年
結核(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ症(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	4	0	0	2	0	0	1	1	0	0

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病名	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年
破傷風	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
牛伝染性鼻気管炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アカバネ病	1※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛伝染性リンパ腫	3	2	0	0	1	2	1	1	0	0
牛サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
オーエスキー病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚流行性下痢	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0
伝染性胃腸炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏伝染性喉頭気管炎	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
マレック病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鶏痘	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1
サルモネラ症(鶏)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
アカリダニ症(蜜蜂)	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0
バロア病(蜜蜂)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※導入牛で発生

2 家畜衛生対策事業

(1) 監視・危機管理体制整備対策

ア 家畜伝染病防疫対応強化

(ア) 管理基準、防疫指針普及推進

飼養衛生管理の徹底を図るため、会議や講習会において衛生管理指導を実施した。

実施内容	開催回数	出席人数	備考
畜産担当国会議	1	書面開催	市町、農協、共済組合、獣医師、 県関係機関
家畜衛生推進会議	1	20	市町、農協、共済組合、獣医師、 県関係機関

(イ) 管理基準等の指導、普及、強化

農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の調査及び指導のため巡回を実施した。

実施内容	指導実施農場数 (延べ農場数)	指導実施農場数内訳 (延べ農場数)
飼養衛生管理指導	243(383)	牛164(264)、豚32(54)、鶏31(49)、 めん羊・山羊16(16)

イ 家畜衛生関連情報整備対策

畜産農家からの情報や病性鑑定成績を基に、家畜衛生に関する対策及び疾病の発生情報を収集・分析した。また、収集した情報や県内外からの情報を「家畜衛生情報」として関係者に情報提供した。

情報収集：約400件 家畜衛生情報提供：延べ79件

ウ まん延防止円滑化対策

伝染病の清浄維持及び更なる清浄化促進を図るため、農家、市町担当者及び開業獣医師等を対象に防疫措置について会議を開催した。

疾病名	開催回数	出席人数	備考
口蹄疫及び高病原性 鳥インフルエンザ	5	130	市町、県建設業協会、県関係機関
オーエスキー病	1	書面開催	栃木県南部地域豚オーエスキー病防疫協議会

(2) 慢性疾病等生産阻害疾病低減対策

経済的損失が大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため調査・検査を実施し、得られた成績をもとに有効な指導・対策を検討するとともに、疾病防疫マニュアル作成の基礎とした。

対象疾病名	畜種	調査戸数	調査頭数	調査項目等
子牛の下痢症	牛	1	109	疾病発生状況、細菌検査、血液検査、衛生管理状況、出荷成績など
哺乳子豚の下痢及び離乳豚の死亡	豚	1	79	

(3) 畜産物安全性確保対策

ア 畜産物生産衛生管理体制整備

畜産物の安全性確保のための衛生指導体制を整備し、HACCP（危害要因分析重要管理点）方式による生産衛生管理基準の農家への円滑な導入・普及定着を図るとともに、畜産物に対する消費者の信頼性を確保するため、監視・管理体制のあり方について検討を行った。

畜種	実施戸数	危害因子設定	検討内容
肉用牛	2	注射針の混入 薬剤の残留	HACCPシステム構築 内部検証、PrP検証

イ 動物用医薬品危機管理対策

(ア) 動物用医薬品の適正使用実態調査

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の規定に基づき、動物用医薬品の使用者（牛1戸、豚3戸）に対し、畜産物への残留防止を図るため、使用状況等の実態調査を実施した。

調査の結果、各農家とも休薬期間を厳守し、問題はなかった。

(イ) 薬剤耐性菌の発現状況調査

家畜における薬剤耐性菌の発現状況を把握しリスク分析を行うため、病性鑑定検体において対象菌種の薬剤感受性試験及び抗菌性物質の使用状況調査等を実施した。

対象菌種	実施畜種	分離株数
サルモネラ菌	乳用牛	2

3 動物薬事監視業務

(1) 製造販売業者

(令和3年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	3	0	0
計	4	0	0

(2) 製造業者

(令和3年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	4	0	0
計	5	0	0

(3) 店舗販売業者及び許可業務

(令和3年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
店 舗 販 売 業	3	2	1
卸 売 販 売 業	5	0	3
特 例 店 舗 販 売 業	75	2	14
計	83	4	18

(4) 医療機器販売業者及び許可・届出業務

(令和3年3月31日現在)

区 分	業 者 数	許 可 (届 出) の 種 類	
		新 規	更 新
高度管理医療機器販売・貸与業 【許可制】	2	1	0
管理医療機器販売業【届出制】 (高度管理医療機器販売業兼務)	6 (1)	1	
計	8 (1)	2	0

(5) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、適切な動物用医薬品等の供給に寄与するために監視指導を実施した。

区 分	検査件数	指 導 内 容 (措 置) 等
立 入 検 査	43	事項変更の届出、医薬品の適正管理、記録類の適正保管

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法、医薬品及び医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

(令和3年3月31日現在)

診療施設数	検査件数	指導内容
80	31	劇毒物の適正保管、変更事項の速やかな届出等

(2) 家畜人工授精師等立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

区 分	調査対象数	検査件数	指導内容
家畜人工授精所	10	8	
家畜人工授精師等	28	8	授精簿記載、保管等

Ⅲ 令和2(2020)年度家畜保健衛生業績発表会抄録

1 管内養豚場における豚熱ワクチン接種の実態と効率化への取組

県南家畜保健衛生所

○矢野目智幸、牧誉大、猿山由美、南亜矢子

【はじめに】平成30年9月、岐阜県で国内26年ぶりに発生した豚熱は、野生イノシシによる感染拡大に伴い、昨年9月には関東へ侵入した。同年12月、栃木県は豚熱ワクチン接種推奨地域に追加され、今年2月に当所管内からワクチン接種（以下、接種）を開始した。本業務が最優先業務となり、当所の少ない職員では過度の負担が生じたことから、円滑に業務を行うため、農場に対して接種に関する実態調査を実施し、その結果をもとに所内で検討を重ね、業務の効率化に取り組んだので、その概要を報告する。

【調査内容及び結果】管内養豚場21戸に対して、アンケート方式による調査を実施した。調査の結果、接種の賛否では20戸が接種に賛成であった。農場ごとの管理状況では接種豚管理は4戸がノート等に記録、11戸が豚房カードに記載であった。また、ダウンタイムは0～3日、抗体検査のため民間検査機関を利用している農場は5戸であった。接種開始後の変化では3戸が疾病発生や事故率増加、9戸が追加接種時の補助等により労働時間が増加していた。要望等は、農場ごとの担当者の固定、指示書等による接種の実施、免疫付与状況検査頭数の見直し等であった。なお、ミニブタ等飼養者3戸に対し、豚熱に関する知識などを調査した結果、2戸で豚熱への理解が乏しかった。

【取組】調査結果に基づき、所内で行える業務改善について検討し、3つの取組を実施した。①作業効率化：農家とより意思疎通を図るため、農場ごとの担当者制とした。また、接種豚の管理をより確実にを行うため、豚房用の識別タグを設置する等、管理方法の指導と併せて、家畜防疫員によるタグ設置状況の確認も実施した。免疫付与状況調査の際には民間検査機関と連携を図り採血を実施した。その他、次回接種頭数を記入する農場専用のFAX用紙を配布し、連絡調整に係る業務を省力化した。②疾病防除：農場ごとに2日以上ダウンタイムを守るとともに、農場から持ち帰った資材は全てガス滅菌して管理を徹底した。③理解醸成：各市町広報及び関係機関を通じ、愛玩目的飼養者及び動物取扱業者に豚熱に関する情報を周知した。

【まとめ及び今後の方針】豚熱清浄化対策は今後長期での対応が求められ、それに伴い業務量の増加が見込まれる。今回、実施した調査から効率化への取組を開始することができ、さらに農場との連携を密に図れるようになった。隣県における農場での豚熱発生及び野生イノシシにおける感染拡大等に鑑みると、本対策は喫緊の課題である。今後も引き続き、農場の衛生意識の向上を図り、飼養衛生管理基準の遵守徹底のための指導を充実させることで、本県への豚熱の侵入防止に努めたい。

2 豚熱ワクチン接種における母豚の抗体応答と子豚への接種適期の検討

県南家畜保健衛生所

○牧誉大、齋藤俊哉、小笠原悠¹⁾、米山州二¹⁾

1) 県央家畜保健衛生所

【はじめに】本県では令和2年2月から豚熱防疫指針に基づき、原則として哺乳豚を除く全頭に豚熱のワクチン接種(接種)を実施してきた。一方で、先行していた接種県から、ワクチンブレイク(VB)を疑う事例の情報が得られたので、県内でも子豚の移行抗体の消長を早急に確認する必要が生じた。今回、母豚及び子豚の抗体保有状況を調査し、子豚への接種適期を検討したのでその概要を報告する。

【材料及び方法】移行抗体の消長調査：同一豚房のワクチン未接種豚5頭を無作為に抽出し、30、40、50及び60日齢で経時的に採血した。VB調査：4腹の各離乳豚群(A~D群)で接種し(接種時の日齢はA:29、B:43、C:56、D:67)、接種時16頭、接種4週後20頭及び接種8週後に22頭採血した。母豚の抗体応答調査：5農場32頭を対象とし、初回及び2回目接種を完了した同一母豚を追跡調査した。

【結果】消長調査では、30~60日齢の中和抗体価の幾何平均値(GM値)は42.2~4.6倍で、半減期が13日であった。VB調査では、接種時、接種4及び8週後のGM値はA群50.8、3.6、0.6倍、B群38.1、2.8、1.2倍、C群6.7、1.0、8.8倍、D群0.5、9.2、32.0倍で、接種時のGM値が8倍以下のC及びD群が抗体価の上昇が認められた。抗体応答調査では、初回と2回目のGM値は、51.5及び110.0倍と上昇した。また、2回目接種後の抗体価の分布は、8倍1検体(3.1%)、16倍1検体(3.1%)、32倍2検体(6.3%)、64倍10検体(31.3%)、128倍10検体(31.3%)、256倍3検体(9.4%)及び512倍以上5検体(15.6%)であった。

【考察】消長調査で算出された半減期は約13日と推測され、VB調査からは抗体価8倍程度での接種であれば、8週後には十分な免疫応答が得られると思われた。抗体応答調査の2回目接種後の抗体価の分布から、産出される子豚の80%以上が移行抗体価256倍以下に分布すると推定され、この子豚の移行抗体価が8倍以下まで低減する65日齢頃の接種が適切と考えられた。しかし、感染防御に有効な移行抗体価は16倍以上との報告もあり、今回導かれた適期よりも早期接種が望ましい可能性もある。なお、2回目接種後の抗体価が16倍以下の母豚2頭については、産子が初乳を摂取しても、本ウイルスに感染する可能性があるため、子豚の移行抗体のバラツキを無くすためにも早期更新を検討する必要があると思われた。今後は、移行抗体保有下での接種は、抗体上昇まで2か月以上の期間を要する報告もあり、より早期の接種を検討するため、移行抗体を16倍以上保有する子豚に対してワクチン接種を実施し、抗体上昇までに要する期間を調査していきたい。

栃木県県南家畜保健衛生所

令和 2(2020)年度事業概要

令和 3(2021)年 4 月

◇編集発行◇

栃木県

〒328-0002

栃木県栃木市惣社町 1439-20

(惣社東産業団地内)

栃木県県南家畜保健衛生所

TEL 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

栃木県県南家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g67/index.html>

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

